

○ 太田市外三町広域清掃組合監査委員の事務執行に関する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 4 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合同規約（平成 1 7 年 3 月 4 日群馬県指令地第 1 3 8 号許可）第 1 1 条の規定に基づく監査委員（以下「監査委員」という。）の事務執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第 2 条 監査委員は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を行うときは、監査期日前 7 日までにその期日を管理者及び関係機関に通知しなければならない。

(監査の請求又は要求があった場合の監査)

第 3 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項の規定による監査の請求があった場合又は法第 1 9 9 条第 6 項の規定による監査の要求があった場合には 2 0 日以内に、法第 2 4 2 条第 1 項の規定による監査の請求があった場合は、6 0 日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

(決算書類等の審査)

第 4 条 監査委員は、法第 2 3 3 条第 2 項の規定により決算及び証書類等が審査に付されたときは、3 0 日以内に意見書を管理者に提出しなければならない。

2 法第 2 4 1 条第 5 項の規定による基金の運用状況を示す書類の審査についての意見は、前項の例によりこれを行わなければならない。

(報告及び公表等)

第 5 条 法令の定めるところにより行う監査、検査又は審査の結果の報告、公表又は通知は、監査、検査又は審査の終了後速やかに行わなければならない。

2 前項の公表その他法令に定める告示は、太田市外三町広域清掃組合公告式条例（平成 1 1 年条例第 1 号）の例によって行うものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、監査委員の事務執行に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。